明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○児童扶養手当法施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九一）　一

〔告　示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**法務**二三〇）　三

○地すべり防止工事の完了の件（**農林水産**一四九九）　四

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**一五〇〇）　五

○保安林の指定をする件（**同**一五〇一～一五〇六）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**一五〇七～一五一二）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五一三～一五一七）　五

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一三八）　六

○航路標識に関する件（**同**一三九～一四四）　六

○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**近畿地方整備局**一三三）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　経済産業省　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒　賞〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　九

会社その他

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　九

省　令

○厚生労働省令第九十一号

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項、第二十八条第一項及び第三十二条並びに母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十一条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童扶養手当法施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「（以下「障害の状態」という。）」を削り、同条第七号中「次号」を「以下この条」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ(2)中「同日において」の下に「令別表第一に定める程度の」を、「する。」の下に「第三条の三第一項第三号を除き、」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(1)　当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(2)　当該控除対象扶養親族が法第十条又は第十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

第三条の三第一項中「（以下「五年等満了月」という。）」を削り、「第八条各号に掲げる事由に該当する場合」の下に「又は該当する見込みである場合」を加え、「同項の規定の」を「当該」に、「日の属する月（以下「適用除外事由発生月」という。）の末日（適用除外事由発生月が七月であるときは八月末日）を「月（以下「適用除外事由発生月」という。）の属する年の八月一日（適用除外事由発生月が八月から十月までのいずれかの月である場合にあつてはそれぞれその三月